

私学課長 様

教職員室教職員企画課長

休職・休業中の教員の方への
教員免許更新制にかかる申請手続きの周知について（依頼）

標記について、現職教員の方については、それぞれに定められた期限までに教員免許更新制の申請手続きが必要となります。

休職・休業中の教員の方につきましても申請手続きが必要ですので、休職や休業中の方のうち、現在、免許状更新講習の受講期間・更新制の申請期間に該当している方への周知について、特にご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、申請手続きを終えないまま期限を迎えると、修了確認期限（有効期間満了の日）を経過した時点で、所持する全ての教員免許状が失効しますのでご注意ください。

本通知が確実に所轄の学校長・園長等まで配布されるよう、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

記

1. 旧免許状所持者（別添資料 1 参照）で更新手続きが必要な方

- (1) 第 2 グループの方で、平成 24 年 1 月 31 日までに、更新・免除の手続きを行い、現在の期限が平成 34（令和 4）年 3 月 31 日の方
- (2) 第 3 グループの方で、平成 25 年 1 月 31 日までに、更新・免除の手続きを行い、現在の期限が平成 35（令和 5）年 3 月 31 日の方

※旧免許状所持者は、原則として、45、55、65 歳になった次の 3 月 31 日が期限となります（過去に、延期申請又は修了確認期限経過後の更新手続きをした者を除く）。

※(1)に該当する方は、教員免許更新制にかかる申請期限は、期限の 2 か月前の令和 4 年 1 月 31 日となりますのでご注意ください。

2. 新免許状所持者で更新手続きが必要な方

- (1) 免許状に記載の期限が平成 34（令和 4）年 3 月 31 日の方
- (2) 免許状に記載の期限が平成 35（令和 5）年 3 月 31 日の方

※新免許状所持者が、更新手続を行う期間は、生年月日で定められていません。免許状に記載されている「有効期間の満了の日」をご確認ください。（別添資料 4 参照）

旧免許所持者・・・平成 21 年 4 月 1 日より前に取得した教員免許状を 1 種類でも所持する方
新免許所持者・・・平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて教員免許状を取得された方

※(1)に該当する方は、教員免許更新制にかかる申請期限が修了確認期限の 2 か月前の令和 4 年 1 月 31 日となりますのでご注意ください。

3. 過去に延期・延長申請や修了確認期限経過後の更新手続きを行っている方

期限は、過去に行った延期等の手続き内容により異なります。手続きをした際に、教育委員会より発行されている更新等証明書（別添資料5参照）により必ず期限を確認してください。

各証明書に記載の期限の2か月前までに更新手続きが必要となりますので、ご注意ください。

【例】延期後の期限が令和3年12月31日の方の申請期限

⇒令和3年10月31日

4. 免許更新制にかかる申請手続きについて

申請手続きを終えないまま期限を迎えると、修了確認期限（有効期間満了の日）を経過した時点で、所持する全ての教員免許状が失効します。

申請期間に該当している方については、申請期限までに、以下のいずれかの手続きを必ず行ってください。

(A) 免許状更新講習を受講・修了して更新講習修了確認申請を行う。（更新申請）

(B) 延期・延長の事由に該当している場合、修了確認期限の延期・延長申請を行う。（延期・延長申請※）

(C) 指導職などに該当している場合、免許状更新講習免除の申請を行う。（免除申請）

※病気休職や、育児休業などの定められた事由に該当すれば、延期・延長申請が可能です。

延期・延長申請の申請期限も、修了確認期限（有効期間満了日）の2か月前です。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により更新講習を受講できない場合、延期・延長申請が可能です。詳しくは、令和2年6月12日付け教職企第1417号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について（通知）」又は本府HP「[新型コロナウイルス感染症の影響による免許状更新講習の修了確認期限の延期又は教員免許状の有効期間の延長について](#)」をご確認ください。

(参考)

資料1 教員免許更新制の手続きについて

資料2 【フロー図】教員免許更新制に関する期限・申請期間の確認方法

資料3 旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り

資料4 教員免許状の例

資料5 更新等証明書の例

資料6 大阪府教育庁からのお知らせ（現職教員配布用）

資料7 【旧免】よくある質問（旧免許状の修了確認期限延期関係）

資料8 【新免】よくある質問（新免許状の有効期間延長関係）

資料9 教員免許状の有効期間確認ツール

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/013/1420173.htm (文部科学省HP)

※「教員免許状の有効期間確認ツール」とは、自身の免許状情報等を入力することで、修了確認期限（有効期間の満了の日）を確認することができるツールで、文部科学省のホームページで公開されています。

教職員室教職員企画課免許グループ

電話（直通） 06-6944-6180

FAX 06-6944-6897